

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり追加する。

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設			
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田			
面 積		約 23.9 ha			
位 置 及 び 規 模	特定公益的施設	約 5.8 ha	備 考	官民複合施設、町民交流施設等を地区の中心となる東西駅前及び戸建住宅地と連携する地区南西部に配置する。	
	住宅・特定公益的施設	約 0.7 ha		住宅、商業施設等を地区の中心となる西側駅前に配置する。	
	住宅施設	約 9.5 ha		住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。	
	特定公益的・特定業務施設	約 0.4 ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連携する東側駅前に配置する。	
特 定 公 共 施 設	道路	種 別	名称	幅員	延長
		区画道路・歩行者専用道路	—	15~4 m	約 4,860 m 駅東西に交通広場を配置する
		地区に隣接する都市計画道路3・5・6長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。			
	公園及び緑地	公園を適宜設置する。			
	その他の公共施設	水路	約 0.1 ha		
		下水道	①雨水：調整池を経由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。		
		上水道	双葉地方水道企業団により供給する。		
小 計		約 7.5 ha			
		住宅施設 (戸建住宅に限る。)	特定公益的・ 特定業務施設	左記以外の施設	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60／100	400／100	200／100	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		40／100	80／100	60／100	
建築物の高さの最高限度		10m	—	—	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により全域が避難指示区域となっている双葉町の中で、特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられた双葉町中央地区の新市街地ゾーン内にあり、避難指示が解除されたのち、双葉町の働く拠点である新産業創出ゾーンと連携する住む拠点となる市街地を形成し、双葉町の円滑かつ迅速な復興及び再生を先導するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を追加するものです。

都市計画の決定に係る土地の区域

1 新たに都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷の各一部の区域

大字新山字東館の一部の区域

大字下羽鳥字益田の一部の区域

双葉都市計画総括図

双葉都市計画総括図
一団地の復興再生拠点市街地形形成施設の変更 総括図



